令和５年度 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業募集要領（二次募集）

本要領は、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき補助金交付先を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

１　補助金交付の対象

　　交付要綱第２条第１項の定めによります。

２　補助対象額の算定方法

交付要綱第２条第２項の定めによります。

３　事業実施期間

　　事業実施期間は、交付要綱に基づき補助金交付決定を行った日から令和６年３月３１日までの間とします。

４　応募の方法

(1) 募集期間等

令和５年８月３１日（木）から令和５年９月２９日（金）を募集期間とし、福島県ホームページでお知らせします。

　(2) 提出書類

　　　以下の①～④の書類について、各１部を提出してください。なお、応募内容については後日照会する場合がありますので、提出書類は写しを取った上で提出してください。

①　事前協議書

②　事業計画書

ア　社会福祉連携推進法人設立支援事業（事前協議書別紙１－１）

　イ　小規模法人ネットワーク化事業（事前協議書別紙１－２）

③　所要額調

ア　社会福祉連携推進法人設立支援事業（事前協議書別紙２－１）

　イ　小規模法人ネットワーク化事業（事前協議書別紙２－２）

④　前事業年度の事業報告書及び決算書の写し

※　応募書類の様式は福島県のホームページからダウンロードができます。

(3) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒９６０－８６７０

福島市杉妻町２番１６号

福島県保健福祉部社会福祉課

TEL：（０２４）５２１－７３２４　　 FAX：（０２４）５２１－７９１７

E-Mail：[fukushikansa@pref.fukushima.lg.jp](mailto:fukushikansa@pref.fukushima.lg.jp)

５ 補助金交付先の決定

(1) 募集締め切り後、書類審査を行います。

(2) 書類審査後、補助金交付の対象事業として採択する場合は別途通知を行います。通知後、交付要綱第３条に基づき「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付申請書（様式第１号）」等を提出していただくことになります。

６ 事業実施上の留意事項

(1) 記録の整備

職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してください。

(2) 会計の区分

補助金交付先の法人にて実施している本事業以外の事業と会計を区分して処理してください。